

# Vol.48 行政連携

## 改正行政不服審査法の施行にあたっての行政連携の取り組み



行政問題委員会副委員長 池田尚弘

### 1. はじめに

改正行政不服審査法が平成26年6月13日公布され、平成28年4月1日に施行されました。当委員会においては、平成27年度当初から改正への対応について検討を開始し、行政との連携に取り組んできましたのでその取り組みをご紹介します。

### 2. 改正行政不服審査法成立を受けての社会情勢と当会の対応

改正行政不服審査法では、審査請求の審理を行い、最終的に意見書を作成する審理員と、それを踏まえて裁決を行う前に審査庁から諮詢を受ける行政不服審査会（本来国の機関ですが、地方公共団体でも同様の機関を置くこととされています。）が新設されました。そして、日本税理士会連合会が審理員及び行政不服審査会委員について税理士の積極的な登用を要望する一方、自治体職員が審理員を担当することも想定され、その担い手が誰になるのかということが大きな焦点でした。当委員会では、審理の充実を図り公正さを確保するためには、裁判を経験し事実認定と法解釈に専門性を有する弁護士の活用が望ましいという立場に立ち、担い手たる弁護士の確保と自治体への働きかけを行うことにしました。

具体的には、①平成27年度中に会員向けに研修を複数回行い、受講者名簿を作成し、その名簿を審理員・行政不服審査会委員への推薦の用に供し、②自治体の予算作成のスケジュールを考慮し、行政連携センターと協力し平成27年秋までに大阪府下の自治

体へ弁護士を利用する働きかけを行い、平成28年4月1日の改正法施行に備えることになりました。

### 3. 研修の実施及び推薦名簿の作成

研修は、第1回として平成27年7月30日に、行政不服審査法の概要について、法の改正経緯にも通じた会員を講師として行い、第2回として11月30日に、具体的な事例を題材に想定される審理について、不服申立てに通じた会員を講師として行いました。第3回として平成28年1月26日に、改正法の施行準備を担当された総務省の担当官を講師として招き、審理マニュアルなどをもとに研修を開催し、その後意見交換を行いました。その他これらの研修のビデオ研修を複数回開催し、受講者をもとに推薦名簿の作成を行いました。現在では、その名簿登載者を対象にしたメーリングリストを作成し、推薦依頼があった場合に情報提供を行っています。

### 4. 自治体への働きかけ

自治体に対する働きかけについては、大阪府下自治体に対し、大阪弁護士会長名で、審理員及び行政不服審査会委員へ弁護士の活用を求める案内文書を平成27年7月3日に発送しました。

案内文書発送後、行政連携センターに複数の自治体から、弁護士の活用方法、弁護士への報酬を含めた相談が持ち込まれ、行政連携センターと行政問題委員会で共に対応いたしました。

10月9日には、南河内の自治体との意見交換会に委員を複数名派遣し、審理員の担当者や、行政不服

審査会設置方法、報酬について自治体の担当者との意見交換を行いました。

自治体からは特に弁護士を登用した場合の費用についての相談が多く、また審理員報酬が業務量に比して低廉なものとなる懸念もあったことから、大阪弁護士会における審理員の推薦基準として報酬の目安を定め、10月23日付で大阪府下自治体に案内を送付しています。

## 5. 行政連携の取り組みの成果と今後の課題

以上のような活動を行った結果、平成28年5月24日現在で、審理員については4自治体から、行政不服審査会委員については10自治体から推薦依頼があり、各自治体からは複数人の推薦依頼があるため、既に多数の委員の推薦を行っています。

また、弁護士などの外部専門家を登用することなく職員に審理員を担当させる自治体からも、そのような職員向けの研修を行うということで、講師推薦依頼があり、委員を派遣し研修を行いました。

このように、改正法の施行時期を意識して対応の準備を行ってきたことにより、一定の行政連携が図られたと考えています。

現在はまだ施行されたばかりで、今後改正法に基づく審査請求が登場し、各自治体では試行錯誤を行いながら実際の運用を作り上げていく段階にあると思われます。

そのため、当委員会では引き続き、大阪府下における審理員及び行政不服審査会の体制及び運用についての情報収集と、推薦を受け任に当たっている会員からの守秘義務に反しない範囲でのフィードバックを受け、大阪府下自治体に対する情報提供、意見交換を行っていく所存です。

**日本弁護士  
国民年金基金**

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。  
国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できます。※日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・お問い合わせは  
お気軽に今すぐこちらへ!

※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

---

**日本弁護士国民年金基金**  
〒100-0013  
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階

**03-3581-3739**  
<http://www.bknk.or.jp>

The graphic features a woman in the center, with three vertical bars on either side representing pension contributions. The left bar is labeled '掛金' (contribution), the right bar is also labeled '掛金', and the top bar is labeled '国民年金基金 国民年金(老齢基礎年金)'. Below the bars are two speech bubbles: one saying '掛金は全額所得控除で税金がおトク。今にゆとり' and another saying '基本は終身年金。だから一生懶お受け取り。老後にゆとり'.